2　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 ［一・二　略］ 3　［略］ **別表第一号**（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 ［略］ ［注1～30　略］ 31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 ［(1)～(21)　略］ (22)　755.5MHzを超え764.5MHz以下の周波数の電波を使用する700MHz帯高度道路交通システムの固定局　20（10^{-6}） ［32～57　略］ **別表第三号**（第7条関係） ［1～53　略］ 54　700MHz帯高度道路交通システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　固定局又は基地局 ［表　略］ (2)　［略］ ［55～61　略］	2　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 ［一・二　同上］ 3　［同上］ **別表第一号**（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 ［同左］ ［注1～30　同左］ 31　［同左］ ［(1)～(21)　同左］ ［新設］ ［32～57　同左］ **別表第三号**（第7条関係） ［1～53　同左］ 54　［同左］ (1)　基地局 ［同左］ (2)　［同左］ ［55～61　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～六十二　略］ 六十三　設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備 ［六十四～七十二　略］ 2　［略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～六十二　同上］ 六十三　設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備 ［六十四～七十二　同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。